農業・漁業・林業を営む皆様へ　労災保険への加入のご案内

令和１３年４月１日（予定）から、
農業・漁業・林業の労災保険は全面適用となります！

労災保険とは

労働者の業務上や通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対して、必要な保険給付を行う制度です。

現在の制度

農業・・常時5人未満の労働者を使用する個人事業は任意加入

林業・・常時労働者未使用かつ年間延べ３００人未満の個人事業は任意加入

漁業・・常時5人未満の労働者を使用する個人事業（５トン未満の漁船など）は任意加入



～各業の現場ではこんな事故が発生しています～

・トラクターからの転倒、農機具との接触・巻き込まれ

・船舶の衝突事故、海中転落

・伐倒木の下敷き・直撃、林業機械の転倒、挟まれ





労災保険　未加入・加入の比較表

	加入していなかった場合		加入していた場合
治療費	労働基準法により事業主が全額補償 （通勤災害は補償の対象外） （数百万円になることも）	→	労災保険から給付 （通勤災害も補償の対象）
休業補償	労働基準法により事業主が全額補償 （数百万円になることも）	→	給付基礎日額の約８割が支給
経営への影響	多額の支出で資金繰りが悪化	→	事業継続への影響を軽減
会社環境	事業の縮小・売却などにつながるおそれ 従業員が安心して働けず定着しない	→	従業員も安心して働ける環境に

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

事故が起きる前に加入をお願いします！



労災保険に加入していれば、業務災害・通勤災害が起こっても被災された労働者（遺族）は労災保険の給付が受けられます。また、これによって事業主が負うべき災害補償責任が免除されるため、経営リスクへの備えにもなります。

保険料の目安（全額事業主負担）

基本：賃金総額×労災保険率＝保険料

各業の労災保険率

- 海面漁業（下の行を除く） 18/1,000
- 林業 52/1,000
- 定置網漁業、海面魚類養殖業 37/1,000
- 農業、海面漁業以外の漁業 13/1,000

例　年間賃金総額３００万円の場合

農業：３００万円　×　１３／１，０００　＝　約３９，０００円／年
漁業：３００万円　×　１８／１，０００　＝　約５４，０００円／年　（海面漁業の場合）
林業：３００万円　×　５２／１，０００　＝　約１５６，０００円／年

よくあるご質問

Q：今すぐ加入しないといけないのですか
A：現在は任意加入です。ただし、万一事故が起きた場合に、被災された働き手や遺族の方のためにもまた、経営リスクに備えるためにも早めの加入をおすすめしています。

Q：手続きや保険料の計算が難しそうです。
A：労働局・労働基準監督署、労働保険事務組合、社会保険労務士などがサポートします。



詳しくはお近くの労働局・労働基準監督署へ

官署	電話番号	所在地
総務部労働保険徴収室	099-223-8276	鹿児島市山下町13-21
鹿児島労働基準監督署	099-214-9175	鹿児島市薬師1-6-3
川内労働基準監督署	0996-22-3225	薩摩川内市若葉町4-24
鹿屋労働基準監督署	0994-43-3385	鹿屋市西原4-5-1
加治木労働基準監督署	0995-63-2035	姶良市加治木町新富町98-6
名瀬労働基準監督署	0997-52-0574	奄美市名瀬長浜町1-1

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室